

令和元年6月24日現在

機関番号：32634

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03250

研究課題名(和文) 災害対応型コミュニティ・リーガル・サービスの国際比較研究

研究課題名(英文) Comparative study of the community legal service in response to disaster

研究代表者

飯 考行 (Ii, Takayuki)

専修大学・法学部・教授

研究者番号：40367016

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、災害復興を視野に入れたコミュニティ・リーガル・サービス(地域社会のニーズに対応する法サービス)を、日本、アメリカ、オーストラリアで比較検討し、そのあるべき姿を構想することを目的とした。研究の遂行は、前記3ヶ国における関連文献調査ならびに訪問調査により、学会報告と論文執筆で研究成果を公表して批判を仰ぎつつ、実施した。研究成果として、各国のコミュニティ・リーガル・サービスに該当しうる地域での法実務を把握し、相互比較を行うための枠組みを考案することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

災害を視野に入れたコミュニティ・リーガル・サービスの概念は、これまで学術的に明確に使用されることはなかった。コミュニティ・リーガル・サービスに着目した、日本、アメリカ、オーストラリアにおける比較検討も、これまでほとんどなかったように見受けられる。その意味で、本研究において、コミュニティ・リーガル・サービスという概念を創出し、前記3ヶ国における実情把握と比較検討を行ったことは、今後の他国における実情把握と比較検討を可能にする枠組みを提供した点でも、学術的な意義がある。また、本研究が、災害の頻発する前記3ヶ国その他の国や地域における災害対応において活用されることにより、社会的意義もあわせ持つ。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research was to compare and examine the community legal service (the law service that responds to the needs of local communities) with a view to disaster recovery in Japan, the United States, and Australia, and to envision the ideal form. The research was carried out by reviewing relevant literatures and on-the-spot surveys in three countries, and though receiving comments on articles and presentations on the research results. As a result of the research, I was able to grasp the legal practices in each country that could fall under each country's community legal services, and to consider a framework for cross-comparison.

研究分野：法社会学

キーワード：災害法 コミュニティ リーガル・サービス 地域連携 弁護士 被災者 司法アクセス 司法書士

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は、2006年度より、東北地方の法律サービスの実態調査を継続してきた。なかでも、司法・弁護士過疎地と称される、住民人口に比して司法機関や実務法律家の僅かな地域に注目し、同地域の法的ニーズへの対応状況に研究関心を抱いてきた。また、2009年実施の裁判員裁判について、各地の刑事裁判に住民が裁判員として参加することで、地域の司法を支える側面があることに注目してきた。そして、「地域司法論」の理論的枠組みをもって、地域における法サービスを検討する構想を提起した。

上記研究の過程で、オーストラリアで、資力の十分でない者への支援を通じて法サービスの利用を促進するリーガル・エイド(法律扶助)や、コミュニティ・リーガル・サービスを通じて、各地で住民の紛争解決支援や法教育を行う取り組みが進展してきた経過を知った。そこで、2010年に、シドニー市近郊のコミュニティ・リーガル・センター等を訪問し、地域の同センターの役割に関するヒアリングを行い、地域司法に関する第一回全国会議に参加して、同国の地域の法サービスの現状と課題に接した。

(2) 日本では、2011年3月の東日本大震災により、研究代表者が研究対象としてきた東北地方の太平洋沿岸部(司法・弁護士過疎地が多い)が、地震、津波と原発事故による甚大な被害を被った。被災地の法サービスには、日常の法的ニーズに加えて、震災復旧・復興に伴う法的ニーズへの対応も求められることが予想されたため、同震災後、東北地方沿岸部を訪問し、現地の公設法律事務所や法律扶助業務等を担う法テラス被災地出張所等へのヒアリングを通じて、震災の法的対応状況を調査した。

2012年には、アメリカ合衆国のミシシッピ州へ赴き、ハリケーン・カトリナとBPオイル社の原油流出事故を含む法的問題に地域NPOと取り組む公益法律事務所等を、訪問調査した。

従来、地域司法が災害との関連で正面から論じられることは、ほとんどなかった。また、前述の米豪における災害への法的対応の詳細な調査と紹介例は日本に無く、文献は多くない。そこで、本研究では、先行研究を踏まえ、災害復興を視野に入れたコミュニティ・リーガル・サービスの日米豪比較研究を通じて、災害対応型の地域司法のあり方を考察することとした。

2. 研究の目的

(1) 研究目的は、災害復興を視野に入れたコミュニティ・リーガル・サービス(地域社会のニーズに対応する法サービス)を日米豪で比較検討し、各国のメリットとデメリットを明らかにし、そのあるべき姿を構想することにある。すなわち、これら3国のコミュニティ・リーガル・サービスを調査研究するとともに、それらが災害にどのように対応し、またどのようなことが課題なのかを明らかにすることである。

(2) 具体的な研究目的は、国内外にまとまった研究のない、災害対応型のコミュニティ・リーガル・サービスを、日米豪の3国の比較を通じて検討することにある。本研究により、災害に対応しうる地域の法的規律のあり方が、3国の実情から明らかにするとともに、研究成果を、学会等での報告や論文等の刊行により、社会と国民に発信、還元することが目指された。

3. 研究の方法

(1) 研究方法は、地域司法および災害への法的対応に関する国内外の文献調査、日米豪の現地の司法関係機関、弁護士、災害関連NPO等の訪問・ヒアリング調査によるコミュニティ・リーガル・サービスの運用実態の把握および関連資料収集である。実情調査は、日本では東日本大震災等の被災地で、アメリカではニューオーリンズで、オーストラリアではメルボルンで、それぞれ実施した。

(2) 研究は、以下のスケジュールで進められた。すなわち、平成27年度は、日米豪3国のコミュニティ・リーガル・サービスの制度と実情に関する文献ならびに先進地域の訪問調査の実施、平成28年度は、災害対応に特化した日米豪3国のコミュニティ・リーガル・サービスの制度と実情に関する文献ならびに被災地訪問調査の実施、平成29年度と30年度は、災害復興を視野に入れたコミュニティ・リーガル・サービスの日米豪の比較研究と総括の遂行である。

4. 研究成果

(1) 本研究では、災害復興を視野に入れたコミュニティ・リーガル・サービス(地域社会のニーズに対応する法サービス)を、日本、アメリカ、オーストラリアで比較検討し、そのあるべき姿を構想した。研究の遂行は、当該3ヶ国のコミュニティ・リーガル・サービスに関する文献調査ならびに訪問調査により、学会報告と論文執筆で研究成果を公表して批判を仰ぎつつ、実施した。研究成果として、各国のコミュニティ・リーガル・サービスに該当しうる地域での法実務を把握するとともに、各国間で相互比較を行うための枠組みを検討することができた。

(2) 日本については、東日本大震災後に津波犠牲者の遺族が提起した津波訴訟の実情を中心に、調査と考察を行った。その結果、津波事故で家族を亡くし、または行方不明となった遺族が、避難指示の過誤責任等のあるとみなされる関係者(学校、企業、施設、国・県等)に原因と実

情の説明を求め、場合により第三者検証委員会の検証を経て、納得のいく対応や結果を得られることなく、弁護士を見出し、相談または依頼を行い、訴訟に踏み切る過程を把握することができた。あわせて、被災地および全国の弁護士および司法書士その他の隣接法律専門職、ならびに日本弁護士連合会と各地の弁護士会、日本司法書士会連合会と各地の司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）での災害対応実務のあり方を探った。

その結果、東日本大震災等への対応に、地域で災害および被災者・遺族への対応する弁護士等の個人ベースでの有志による法律相談や事件受任の取り組みのほか、弁護士会および法テラス等の災害法律相談、会員・スタッフ弁護士等の被災地派遣、立法提言等の組織的対応が見られ、また個々の被災者に対して各種専門家が連携して支援を行う災害ケースマネジメントと称する試みが進められていることを明らかにした。

(3) アメリカとオーストラリアについては、両国のコミュニティ・リーガル・サービスに該当しうる地域の災害対応法実務について、ハリケーン・カトリナの被害を受けたニューオーリンズとメルボルンで、関連文献調査と弁護士と災害専門家に対するヒアリング調査を実施した。

その結果、一般の法律事務所ほか、公益的法律事務所やコミュニティ・リーガル・サービスセンターにおいて、弁護士その他の専門職、NPO やボランティアが、連携して災害対応にあたっている実情を明らかにした。

(4) 以上の通り、本研究を通じて、日本、アメリカ、オーストラリアの3国とも、各国で形態と実情は異なるものの、被災地を中心に、弁護士等の法律専門職の個人ならびに弁護士会と、各種専門家ならびに組織が連携して、被災者の実情に応じた支援や取り組みを進めつつあることが明らかになった。

災害を視野に入れたコミュニティ・リーガル・サービスの概念は、これまで学術的に明確に使用されることはなく、コミュニティ・リーガル・サービスに着目した日本、アメリカ、オーストラリアにおける比較検討も、これまでほとんどなかった。その意味で、本研究において、コミュニティ・リーガル・サービスという概念を創出し、前記3ヶ国における実情把握と比較検討を行い、コミュニティ・リーガル・サービスの実情とあり方を検討したことは、今後の他国における実情把握と比較検討を可能にする枠組みを提供した点でも、学術的な意義がある。

また、本研究は、今後、災害の頻発する前記3ヶ国その他の国や地域における災害対応において活用されることにより、社会的意義もあわせ持つものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

- 飯 考行、法社会学のススメ、法学教室、査読無、457号、2018、4-7
- 飯 考行、法社会学研究と民主主義法学、法の科学、査読無、49号、2018、60-65
- 飯 考行、平成の司法改革を振り返る、法と民主主義、査読無、520号、2017、38-43
- 飯 考行、東日本大震災における法律家・法実務家、復興、査読無、18号、2017、6-13
- 飯 考行、被災地における法と法律家の役割、法律時報、査読無、88巻4号、2016、4-12
- 飯 考行、司法過疎対策の漸進的変容 依頼者のQOL向上のための法サービスに向けて、査読無、専修法学論集、126号、2016、263-285
<http://id.nii.ac.jp/1015/00009929/>

〔学会発表〕(計15件)

- 飯 考行、津波事故への法的対応のあり方 東日本大震災後の訴訟事例にもとづいて、減災に向けた津波被災者遺族の役割、専修大学社会科学研究所、2019
- Takayuki Ii、Dispute Resolution of Tsunami Accidents in Japan、Asian Law and Society Association、2018
- 飯 考行、津波事故への法的対応のあり方 東日本大震災後の訴訟事例にもとづいて、民主主義科学者協会法律部会東北支部、2018
- Takayuki Ii、Support Networks of Disaster Bereaved in a Web Community、Asian Law and Society Association、2017
- 飯 考行、法社会学研究と民主主義法学、民主主義科学者協会法律部会、2017
- 飯 考行、法専門家が果たすべき役割、日本災害復興学会、2017
- Takayuki Ii、Evaluation of Japanese Law Schools from the Students' Point of View、European Association for Japanese Studies、2017
- Kay-Wah Chan & Takayuki Ii、Empowering Judicial Scriveners as Litigators in Japan: A Critical Look at the Justifiability and Value of the Reform、Japanese Studies Association of Australia、2017
- Takayuki Ii、Socio-Legal Study of Disasters from the Japanese Experience、International Meeting on Law and Society、2017
- 飯 考行、津波被災者家族の思いと裁判という選択、日本法社会学会、2017

Takayuki Ii, Change of Japanese Lawyers after the East Japan Great Earthquake and Tsunami of 2011, International Sociological Association, 2016

Takayuki Ii, The Legal Impact of the Great East Japan Earthquake and Tsunami: 3.11 Disaster and Legal Change in Japan, Law and Society Association, 2016

飯 考行, 法社会学・法実務の視点から ミニシンポジウム「東日本大震災の法的対応 5年目の暫定評価」, 日本法社会学会, 2016

飯 考行, 災害対応型コミュニティ・リーガル・サービスの構想, 日本災害復興学会, 2015

Takayuki Ii, Features of Legal Treatments for the East Japan Great Earthquake and Tsunami, Law and Society Association, 2015

〔図書〕(計6件)

ダニエル・H・フット他編、法の経験的社会科学の確立に向けて 村山真維先生古稀記念、2019、信山社、399-417

司法改革研究会編著、社会の中の新たな弁護士・弁護士会の在り方、2018、商事法務、228-237

上石 圭一他編、現代日本の法過程 宮澤節生先生古稀記念下巻、2017、信山社、543-562

緒方 桂子他編、日本の法、2017、日本評論社、212-229

飯 考行, 関 嘉寛編、東日本大震災からの復興(3)たちあがるのだ 北リアス・岩手県九戸郡野田村のQOLを重視した災害復興研究、2016、弘前大学出版会、281

松岡 勝実、金子 由芳、飯 考行編、災害復興の法と法曹 未来への政策的課題、2016、成文堂、354

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。